

平成 29 年 7 月 18 日制定

長岡造形大学障がい学生支援方針

1. 基本方針

長岡造形大学（以下、「本学」という）は、本学に在籍する学生が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。

2. 支援の目的

本学の障がい学生支援は、修学機会を確保し、学生一人ひとりが安心・安全に充実した学生生活を送り、それぞれの成長と自立を促すことを目的とする。

3. 支援の決定過程、教育方法

障がい学生支援における権利の主体である学生本人の要望に基づき調整を行い、情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験を実施し、成績評価を行う。

4. 支援体制

障がい学生支援は、本学の組織、教職員が責任を持ち連携してこれにあたる。

本学は、障がい学生への支援を全学的に行うために修学特別支援室を設置する。修学特別支援室は、障がい学生の相談窓口であるとともに、関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

5. 施設・設備

障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設・設備のバリアフリー化に配慮する。

6. 個人情報と守秘義務

支援者が支援するうえで知りえた障がい学生の個人情報の管理を厳密に行い、第三者への個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

ただし、障がい学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行うことができる。